

住宅用火災警報器を 設置しましょう

■設置の義務
条例により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。火災警報器により、火災発生を早期に発見し、素早い通報、素早い避難をすることで大切な命を守ることができます。

■設置場所
寝室と寝室に通じる階段（寝室が2階などの場合）へ設置が必要です。原則として天井に設置しますが、条件を満たせば壁でも設置可能です。必要に応じてほかの部屋へも設置するとさらに安心です。

■火災警報器の種類
市販されているものは大きく分けて、煙に反応するタイプ「煙式」と熱に反応するタイプ「熱式」の2種類があります。

■値段
2,000円台からと、比較的安価なものが多くあります。ホームセンターなどで扱っていますので、NSマーク（基準に合格したもの）

が付いているものを選びましょう。

■お手入れ
正常に鳴るかどうか日頃からテストしましょう。取替時期は、貼つてあるシールを確認するか、「ピー」という音でその時期を知らせます。乾電池タイプの火災警報器は早めに電池を交換しましょう。

■設置率（平成25年9月現在）
・全国／79.8%
・茨城県／64.3%
・桜川市／76.2%

■設置促進活動
桜川市消防団では、桜川消防署と協力して年2回設置促進キャンペーンを実施しています。

■問合せ先／桜川市生活安全課（☎58-5111・75-3111代表）、桜川消防署（☎0296-75-3592）



設置促進キャンペーン



おっきなあれ!

募集中



あまのま
あつら
秋山 空輝 ちゃん
平成23年12月9日生

（岩瀬地区）

お母さんからひここと

4月から保育園に行くことに決めました。

早く慣れて、お友達と仲良く遊べるようになって欲しいです。

■応募方法／ページ左下のメールアドレスに必要な事項を送付するか、またはお電話でお申し込みください。

■必要事項／写真（お子さんだけの写真も可）、保護者の氏名・住所・電話番号、お子さんの氏名（ふりがな）・性別・生年月日、保護者からのひとこと

■応募先／秘書広報課（☎58-5111・75-3111代表）

※このコーナーに掲載をご希望の方は、秘書広報課（☎58-5111・75-3111／内線1268）までお申込みください。

広報 さくらがわ No.207 5月1日発行

発行：桜川市／月2回（1日/15日）
編集：市長公室秘書広報課
TEL：0296-58-5111・75-3111（代表）
FAX：0296-58-5115
〒309-1293 茨城県桜川市羽田1023番地
ホームページ <http://www.city.sakuragawa.lg.jp>
Eメール info@city.sakuragawa.lg.jp



【表紙】

4月12日、名勝「桜川」の桜まつりのイベントとなっている稚児行列が行われました。

公募で集まった子ども達と付き添いの家族の皆様総勢約20人が参加。写真は、雅楽の音色が響き渡る社務所で華やかな装束を身にまとい、顔に化粧をする大塚美桜さん（曾根地区）。着飾った稚児たちが、櫻川磯部稲村神社から磯部桜川公園までの約500mを練り歩きました。